

# アジア・オセアニア鋼製ドラム製造業者協会 会 則

1994年4月18日制定  
2001年4月11日改訂  
2012年1月1日改訂  
2012年12月1日改訂

## 1. 名称

団体の名称は、アジア・オセアニア鋼製ドラム製造業者協会(Association of Asia-Oceanic Steel Drum Manufacturers)とし、AOSD と略称する。

## 2. 目的

当協会の目的は、アジア・オセアニア地域の製造業者間の協力関係を促進すると同時に、以下の活動を行うことにある。

- (1) 鋼製ドラム及びペールに関する調査、研究、情報交換
- (2) アジア・オセアニア地域での国際会議の開催
- (3) 共通の利害を持つ問題に関し、鋼製ドラム及びペール製造業者間の活発な意見交換を促進する。
- (4) 国際鋼製ドラム製造業者連合会(ICDM)が主催する国際会議に於いて、アジア・オセアニア地域の製造業者にとって共通の利害を有する問題に関する共同提案を提出する。
- (5) 会員相互の緊密な関係を促進し、また会員共通の利益を広く外部に知らせる。

## 3. 会員

(1) AOSD の会員は以下の3種類とする。

- ① アジア・オセアニア地域の新鋼製ドラム及び／もしくはペール製造業者の団体
- ② アジア・オセアニア地域の新鋼製ドラム及び／もしくはペールを製造する業者
- ③ サプライヤー会員:アジア・オセアニア地域において鋼製ドラム及び／もしくはペールの部品、原料または資材を供給する業者

(2) AOSD の会員資格は、入会希望者が「AOSD 会員登録申請書」をAOSD 事務局に提出し、これを役員会で承認することにより発効する。

(3) 会員は役員会において定める年会費を支払わなければならない。

(注1)年会費については、2010年AOSD 役員会において、「毎年徴収する」ことが決議されたが、2011年AOSD 役員会において、「毎年徴収することができるが、当面の間はJSDA が経費を負担するので、徴収しない」ことが決議された。

#### 4. 役員

- (1) AOSD の役員として、会長1名、副会長若干名置く。
- (2) 会長は、役員会の決議により JSDA(ドラム缶工業会)理事長が務めるものとする。  
(注2)JSDA 理事長の任期は、JSDA 会則により、3年と規定されている。
- (3) 副会長は、AOSD 会員の中から、役員会で選出されるものとし、その任期は3年とする。

#### 5. 会議

##### (1) 役員会

- ① 役員会は役員で構成し、原則として毎年1回開催する。
- ② 役員会では、以下の事項を協議決定する。
  - 1) 規則の制定及び改訂
  - 2) 会長及び副会長の選出
  - 3) 事務局長の選出
  - 4) 入退会の承認
  - 5) 国際会議の開催に関する事項
  - 6) その他当協会運営に関する重要事項
- ③ 特別の場合、通常の役員会による方法以外に電話又はe-mailによる決議をすることができる。

##### (2) 国際会議

- ① 原則として3年毎に国際会議を開催する。
- ② 国際会議の開催地と日程は役員会で決める。

#### 6. 事務局

- (1) 本協会には本協会の業務を処理する為、事務局を置く。
- (2) 事務局はJSDAに設置する。
- (3) 事務局には事務局長を置く。
- (4) 事務局長は役員会の決議により JSDA 事務局長が務める。

#### 7. 言語及び基準通貨

- (1) 当協会の公用語は英語とする。
- (2) 清算を行う際には、原則として米ドルを当協会の基準通貨とする。

#### 8. その他

この会則の実施に関して必要な事項は、役員会の決議を得て別に定める。

以上